

# UBC情報

発行：2024年12月2日

No. 294

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

年末調整の準備は進んでいますか？記入漏れ等の無いよう、ご協力をお願いいたします。  
来年1月の源泉所得税の納期限は、1月10日（金）＜納期特例を受けている場合は、1月20日（月）＞です。

## トピックス

### 省力化製品の導入支援「省力化投資補助金」

人手不足解消に効果のあるIoTやロボット等の省力化製品の導入を支援する「中小企業省力化投資補助金」では、補助対象となる製品を随時追加しており、既に所有する製品を置き換える場合でも条件を満たせば対象となりました。

#### ◆省力化投資補助金の対象者や補助率など

本補助金は、人手不足に悩む中小企業等が清掃ロボットや検品・仕分システム、自動精算機などの人手不足解消に効果があり、簡易・迅速に導入できる汎用製品が登録されているカタログ（事務局ホームページに掲載）から自社の課題に合った製品を選択し、その販売事業者と共同で労働生産性を向上させる事業計画を策定した上で、交付申請を行います。

対象事業者や補助率などは次のとおりです。

◎補助対象事業者……\*人手不足の状態にある、\*全ての従業員の賃金が最低賃金を超えている等の要件を満たす中小企業等が対象です。

◎補助率・補助上限額……補助率は1/2です。また、補助上限額は従業員数で異なり、5名以下は200万円、6～20名は500万円、21名以上は1千万円が上限額です（一定の賃上げを実施した場合は上限額が1.5倍になります）。

◎補助対象経費……カタログに登録されている省力化製品の「製品本体価格」と「導入に要する費用（設置作業や運搬費など）」が対象経費となります。

◎応募・交付申請……申請は当面の間、随時受付が行われており、中小企業等と販売事業者が共同で申請する必要があります。なお、今後は補助額の合計が補助上限額に達するまで複数回の申請ができるようになる予定です。

### 来年の裁判員候補者に通知が届きます

国民の中から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する裁判員制度では、毎年11月に翌年の裁判員候補者名簿に登録されて裁判員に選ばれる可能性がある方へ「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が裁判所から届きます。

名簿の中から事件ごとに裁判員候補者が選ばれるため、登録された段階では必ずしも裁判員に選ばれるわけではありません。

同封の調査票を確認し、該当する辞退事由などがある場合は必要事項を記入の上、返送します。



## 税金や社会保険に係る「年収の壁」

現在、国の政策協議をめぐり「年収103万円の壁」が話題となっていますが、会社員の配偶者等（被扶養者）がパート等で働く場合に意識する年収の壁には、税金や社会保険に係る複数の壁があります。

### ◆税金に係る年収の壁

◎103万円の壁……所得税が課税されるラインとなります。パート収入から差し引く給与所得控除（最低55万円）と基礎控除（48万円）の合計が103万円となるため、所得がパート収入のみで年収103万円以下の場合、所得税は課税されません。また、扶養している方が配偶者控除（38万円）や扶養控除（38万円）を受ける場合の配偶者等の年収ラインでもあります。なお、配偶者の年収が103万円超でも配偶者特別控除（最大38万円）が受けられます。

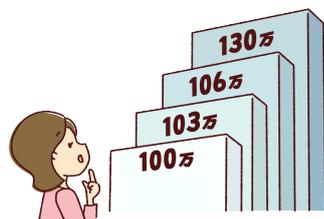
◎150万円の壁……配偶者特別控除で38万円の控除額が受けられる配偶者の年収ラインとなり、150万円を超えると控除額は段階的に減少します。

◎201万円の壁……配偶者特別控除を受けられる配偶者の年収ラインであり、201.6万円以上になると控除は受けられません。

### ◆社会保険に係る年収の壁

◎106万円の壁……被保険者数51人以上の事業所で働く短時間労働者が社会保険（厚生年金・健康保険）の加入対象となる場合の年収ラインとなり、月額賃金が8.8万円以上（年収換算で約106万円）などの基準を満たす場合は自身が被保険者となります。

◎130万円の壁……上記以外の事業所で働く短時間労働者が被扶養者から外れる場合の年収ラインとなり、130万円以上になると自身で国民年金・国民健康保険などに加入します。



## 年末にふるさと納税を行う場合の注意点

ふるさと納税は年間を通じて行うことができますが、11月～12月にかけて申し込みを行う方が多くなります。

令和6年分のふるさと納税として税金の控除を受けるには寄附金の支払いが年内に完了している必要がありますが、年内の受付を早めに締切る自治体もありますので、年末にふるさと納税を行う方は寄附先の期限を確認しておきます。

また、確定申告が不要な給与所得者等で、寄附先が5自治体以内の方は確定申告をしなくても税金の控除が受けられる「ワンストップ特例」を利用できますが、寄附先の自治体へ申請書等を翌年1月10日までに提出する必要があります。

### ふるさと納税



## マイナ保険証を持たない方に資格確認書

本年12月2日以降、現行の健康保険証は新規発行されなくなり、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」が基本となります。現行の健康保険証も有効期限まで（有効期限がない保険証は来年12月1日まで）は使用することが可能ですが、転職などで保険者（協会けんぽ、健保組合、国保など）の異動があった場合はその時点までとなります。

また、マイナンバーカードを取得していない方や、マイナ保険証の利用登録をしていない方には、有効期限内に保険証の代わりとなる「資格確認書」が保険者から交付されます。この資格確認書の交付にあたって手続や申請は原則不要です。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 294

発行：2024年  
12月2日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元  
 (有)ユービーシー経営  
 河野会計事務所  
 〒755-0036  
 宇部市北琴芝1-6-10  
 TEL：0836-33-6717  
 FAX：0836-33-6753  
 Mail：info@ubc-net.com  
 URL：http://ubc-net.com  
 所属：(一財)総合福祉研究会  
 (一社)全国地域医業研究会

## 総合福祉

### 事業活動計算書各論

#### サービス活動収益① 概要、介護保険事業収益

#### 1. サービス活動収益とは

社会福祉法人におけるサービス活動収益とは、社会福祉法人としての経常的な事業から獲得した収益を計上する区分で、一般事業会社では「売上」に近いものです。

「運用上の留意事項」において、事業活動計算書におけるサービス活動収益として、提供するサービスの種類ごとに下表の勘定科目が定められ、その説明がされています。

#### 大区分

(1) 介護保険事業収益	(6) 障害福祉サービス等事業収益	(11) ○○収益
(2) 老人福祉事業収益	(7) 生活保護事業収益	(12) 経常経費寄附金収益
(3) 児童福祉事業収益	(8) 医療事業収益	(13) その他の収益
(4) 保育事業収益	(9) 退職共済事業収益	
(5) 就労支援事業収益	(10) ○○事業収益	

#### 1 (1). 介護保険事業収益

介護保険事業収益とは、介護サービスを提供した対価として、介護保険の施設介護料、居宅介護料、地域密着型介護料、居宅介護支援介護料、介護予防・日常生活支援総合事業費、利用者等利用料が計上されます。また、その他介護事業に関連して、国及び地方公共団体から交付される補助金事業や介護事業に関連して、地方公共団体収益から委託された事業に関する収入、その利用者からの収入も介護保険事業収益として計上されます。勘定科目に関する詳細な説明は「適用上の留意事項 別添3 勘定科目説明」に定められていますが、多岐にわたる介護サービスの種類とサービスの対価の請求先によって、使用する勘定科目が異なることに留意が必要です。その関係をまとめたものが下表となります。

中区分	小区分	請求・入金先	対象となる施設・事業所
施設介護料収益	介護報酬収益	国保連	(施設系サービス) 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院
	利用者負担金収益(公費)	市町村	
	利用者負担金収益(一般)	利用者	
居宅介護料収益	介護報酬収益	国保連	(短期入所系サービス) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
	介護予防報酬収益	国保連	
	介護負担金収益(公費)	市町村	(通所系サービス) 通所介護・介護予防通所介護 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
	介護負担金収益(一般)	利用者	(訪問系サービス) 訪問介護・介護予防訪問介護 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
	介護予防負担金収益(公費)	市町村	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 訪問看護・介護予防訪問看護
	介護予防負担金収益(一般)	利用者	(福祉用具貸与等サービス) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

中区分	小区分	請求・入金先	対象となる施設・事業所
地域密着型介護 報酬収益	介護報酬収益	国保連	(施設系サービス) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	介護予防報酬収益	国保連	(通所系サービス) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型 通所介護
	介護負担金収益(公費)	市町村	(共同生活系サービス) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対 応型共同生活介護
	介護負担金収益(一般)	利用者	
	介護予防負担金収益(公費)	市町村	(複合系サービス) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機 能型居宅介護
	介護予防負担金収益(一般)	利用者	
居宅介護支援介 護料収益	居宅介護支援介護料収益	国保連	(ケアマネジメントサービス) 居宅介護支援・介護予防支援 地域包括支援センター 老人介護支援センター
	介護予防支援介護料収益	国保連	
介護予防・日常 生活支援総合事 業費収益	事業費収益	国保連	(訪問系サービス) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する省令・ 告示等に規定する第1号訪問事業 第1号通所事業 第1号生活支援事業 第1号介護予防支援事業
	事業負担金収益(公費)	市町村	
	事業負担金収益(一般)	利用者	
利用者等利用料 収益	省略	利用者	上記、サービスに対応する食費・居住費等の利 用者個人負担分
その他の事業収 益	省略	国・地方公共団 体・利用者	上記、サービスに対応する補助金、委託料等

(総合福祉研究会)

## 経営分析

### 本部会計の区分状況について ～拠点区分での分析では大きな差異も生じます～

経営状況を個別に検討していく場合には、法人全体のみならず、拠点区分ごとやサービス区分ごとの分析も必要となります。その際には本部機能を含んだ拠点であるか否かを考慮する必要も出てきます。

厚生労働省の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の2023年度開示データ(令和4年度決算分)から「本部会計」を含む拠点を抽出すると18,804拠点あり、その平均経常増減差額率は▲4.46%でした。本部会計を拠点区分で整理している場合、社会福祉事業に関する収益はほとんどありませんので、赤字の割合が大きくなります。本部会計を含まない拠点の平均経常増減差額率は3.22%ありますので、本部会計を含んでいるかいないかは大きな差となります。余談ですが、令和4年度の分析に用いた法人数は20,770法人あります。単なる誤入力かもしれませんが、2千弱の法人が拠点区分でもサービス区分でも本部会計を立てていないこととなります。

また法人本部に係る費用については、「理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分又はサービス区分に属さないものであって、法人本部の帰属とすることが妥当なもの」とされています。役員報酬を計上している拠点は13,832拠点ありますが、本部会計のコードを立てていない2,307拠点で役員報酬を計上しています。施設長が理事の場合、施設長給与は各拠点で支出してかまいませんが、役員報酬として支出した場合には、本部会計から支出すべきかと考えます。(総合福祉研究会)

